

令和4年度 第九回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和5年3月10日（金）

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- (2) 労働団体からの要請書について
- (3) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について
- (4) その他

3 閉 会

令和4年度 第九回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和5年3月10日（金）

- No.1 特定最低賃金の改正に関わる意向表明（写） …P332
- No.2 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数 …P338
- No.3 茨城県特定最低賃金改正決定官報公示 …P341
- No.4 特定最低賃金全国改正状況 …P344
- No.5 最低賃金履行確保重点監督指導結果の推移 …P347
- No.6 労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ  
労働行政の拡充のための人員増、を求める要請書  
(2023年2月17日付 茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳) …P348
- No.7 令和4年度における地方最低賃金審議会の公開状況 …P350
- No.8 業務改善助成金の拡充について  
業務改善助成金  
日本政策金融公庫による融資 …P351

令和5年2月28日

茨城労働局長  
 下角 圭司 殿



氏名 基幹労働連合会  
 委員長 石橋 学  
 所在地 茨城県鹿嶋市光3  
 電話 0299-84-2949

### 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

#### 記

#### 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県鉄鋼業最低賃金

#### 2 申出の理由等

茨城県内の鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

#### 3 申出の時期

令和5年7月上旬

以上



令和5年2月20日

茨城労働局長  
下角 圭司 殿

氏名 電機連合茨城地協  
議長 久保田 利 克  
所在地 ひたちなか市堀口832-  
電話 029-273-1260



氏名 JAM北関東茨城県連絡会  
会長 柴崎 禎 夫  
所在地 土浦市神立中央3-26-22  
電話 029-830-2330



### 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記



#### 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

#### 2 申出の理由等

茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、

補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。))における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。))、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。))の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

### 3 申出の時期

令和5年7月上旬

以上

令和5年2月20日

茨城労働局長  
下角 圭司 殿

氏名 電機連合茨城地協  
議長 久保田 利 克  
所在地 ひたちなか市堀口832-  
電話 029-273-1260



氏名 JAM北関東茨城県連絡会  
会長 柴崎 禎 夫  
所在地 土浦市神立中央3-26-22  
電話 029-830-2330



### 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記



#### 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

#### 2 申出の理由等

茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製

造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

### 3 申出の時期

令和5年7月上旬

以上



令和5年2月28日

茨城労働局長  
下角 圭司 殿

氏名 UAゼンセン茨城県支部  
支部長 佐々木一琢郎  
所在地 茨城県水戸市梅香2-1-39  
電話 029-227-2962

### 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

#### 記

#### 1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県各種商品小売業最低賃金

#### 2 申出の理由等

茨城県内の各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

#### 3 申出の時期

令和5年7月上旬

以上



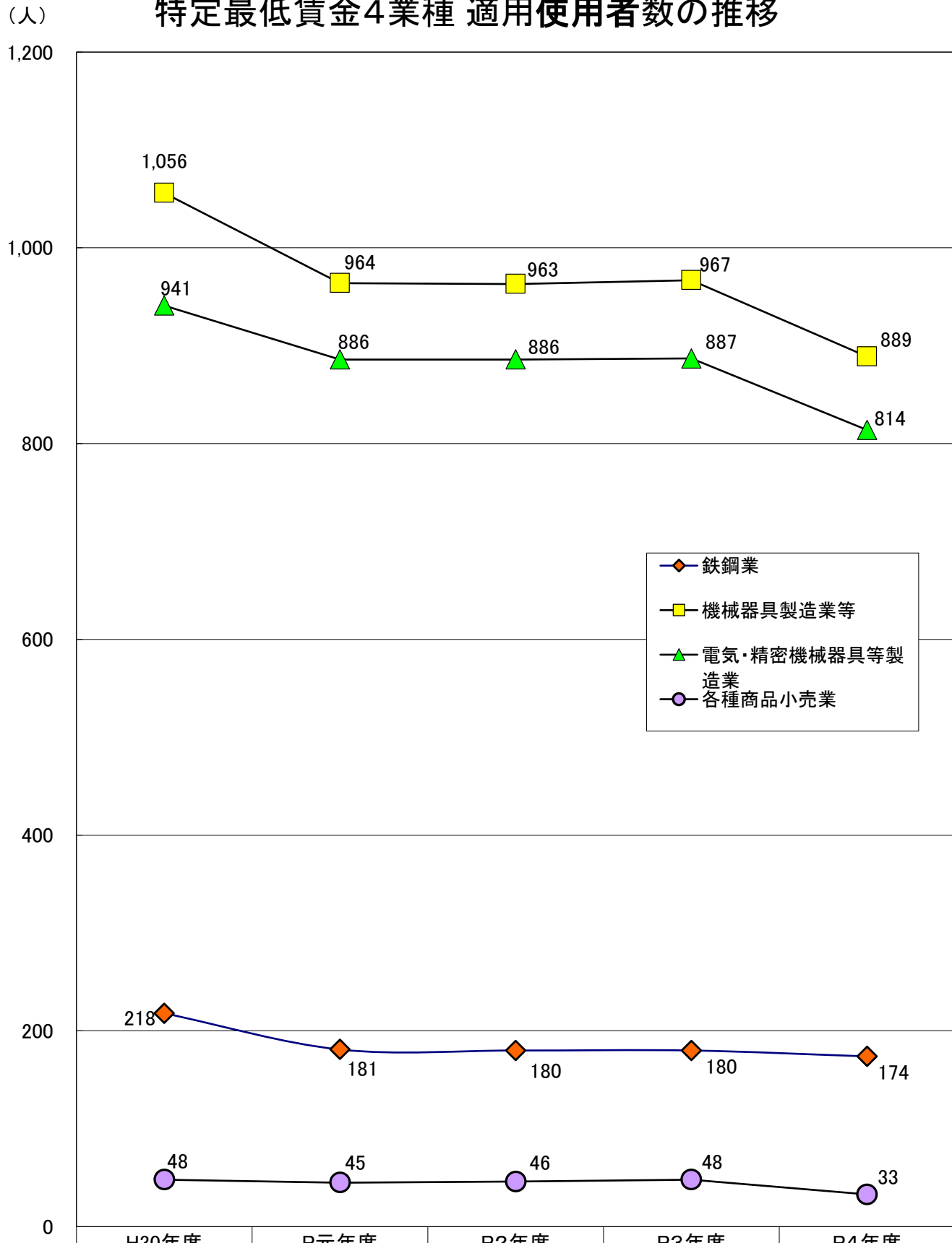


## 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数

茨城労働局

業 種	産 業 分 類		令和3年算定特定最賃 適用事業所数・労働者数		令和4年算定特定最賃 適用事業所数・労働者数		特 定 最 低 賃 金 効 力 発 生 年 月 日
			使用者	労働者	使用者	労働者	
鉄鋼業	E22	鉄鋼業	180	9,095	174	8,831	(1,004円) 令和4年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	E25、E26、 E271、E272、 (除：適用除外)	はん用機械器具、生産用機械器具、業 務用機械器具製造業（除：適用除外）	967	40,696	889	32,676	(964円) 令和4年12月31日
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 理化学機械器具、医療用機械器具・ 医療用品、光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具、時 計・同部分品製造業	E273、E274、 E275、E28、 E29、E30、 E323（除：適用 除外）	計量器・測定器・分析機器・試験機・ 理化学機械器具、医療用機械器具・医 療用品、光学機械器具・レンズ、電子 部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具、時計・同部 分品製造業（除：適用除外）	887	34,418	814	30,360	(961円) 令和4年12月31日
各種商品小売業	I56	各種商品小売業	46	6,021	33	4,215	(881円) 令和3年12月31日

### 特定最低賃金4業種 適用使用者数の推移

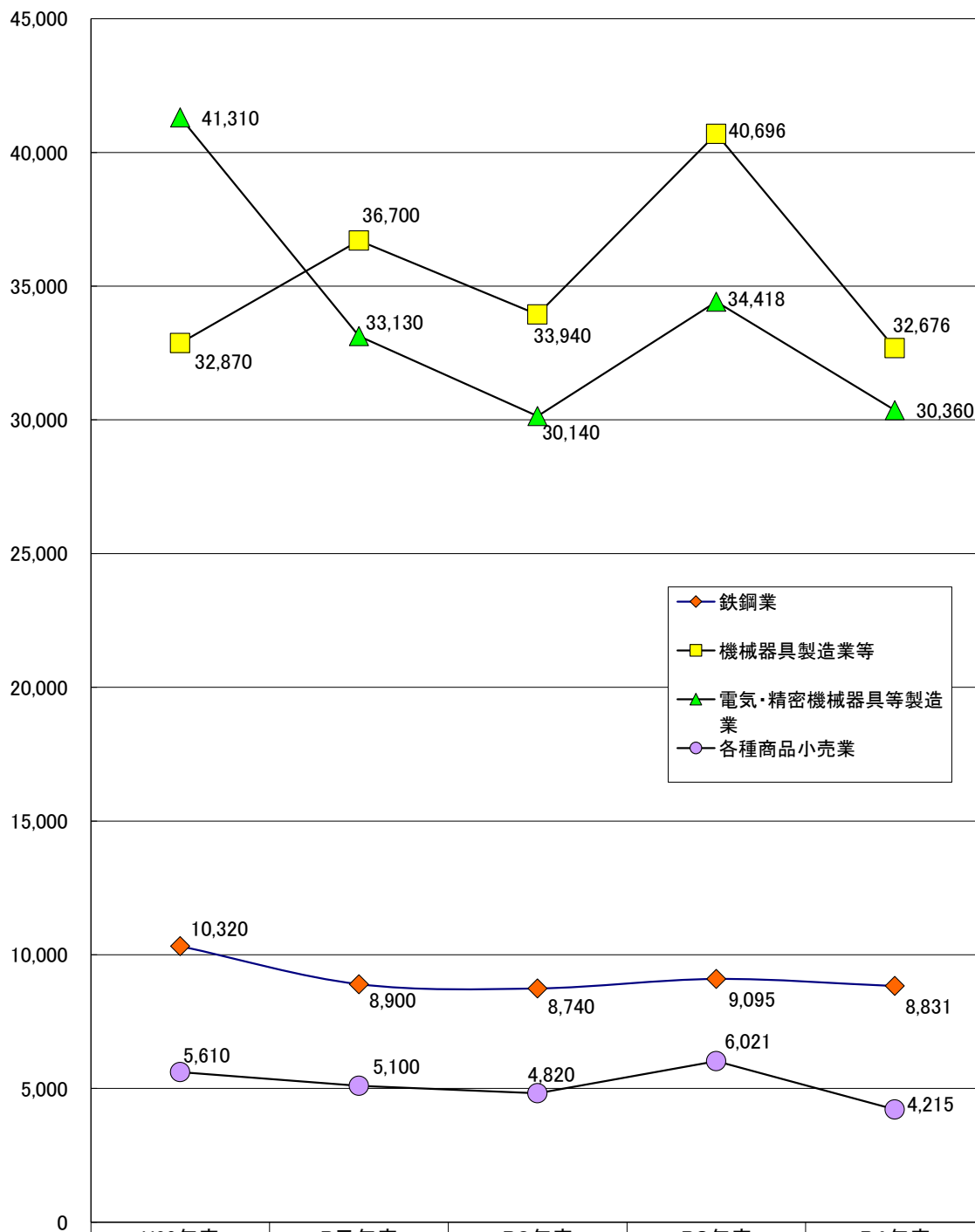


	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
鉄鋼業	218	181	180	180	174
機械器具製造業等	1,056	964	963	967	889
電気・精密機械器具等製造業	941	886	886	887	814
各種商品小売業	48	45	46	48	33

・特定最低賃金適用使用者数については、「平成28年経済センサスー活動調査、令和2年次フレーム」から算出した数に当局で把握した新規事業場数、廃止事業場数を加減し算出した推測数である。

### 特定最低賃金4業種 適用労働者数の推移

(人)



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
鉄鋼業	10,320	8,900	8,740	9,095	8,831
機械器具製造業等	32,870	36,700	33,940	40,696	32,676
電気・精密機械器具等製造業	41,310	33,130	30,140	34,418	30,360
各種商品小売業	5,610	5,100	4,820	6,021	4,215

第五 特定フィブリンゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

参議院

議事日程

十一月二十一日の議事日程は次のとおり。議事日程 第八号 令和四年十一月二十一日(月曜日) 午後三時四十分開議

議案提出

十一月十八日内閣から次の議案が提出された。令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国保税収納度整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書

議案受領

十一月十八日内閣から次の議案が送付された。消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第一八号) また、同日衆議院から次の議案が送付された。性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するため出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案(堀場幸子外二名提出)(衆第一四号)

議案付託

十一月十八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。民法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号) 法務委員会に付託

議決通知

十一月十八日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。離島振興法の一部を改正する法律案 また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。公職選挙法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 十一月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

困難を抱える女性に対する支援に関する質問主意書(塩村あやか提出)(第三九号) ストーカー規制の更なる推進に関する質問主意書(塩村あやか提出)(第四〇号) 就職氷河期世代支援に関するこれまでの取組及び成果並びに今後の取組に資する新しい資本主義の在り方等に関する質問主意書(塩村あやか提出)(第四一号) 出産・子育て応援交付金に関する質問主意書(塩村あやか提出)(第四二号) フードバンク等に対する現物寄付の全額損金処理に関する質問主意書(塩村あやか提出)(第四三号)

答弁書受領

十一月十八日内閣から次の答弁書を受領した。参議院議員高良鉄美提出嘉手納飛行場パルプ地区への防錆整備格納庫移設に関する質問に対する答弁書(第三三三号) 参議院議員浜田聡提出案天モバイルの基地局建設が滞っていることに関する質問に対する答弁書(第三四号) 参議院議員神谷宗幣提出新型コロナウイルス購入契約の情報公開に関する質問に対する答弁書(第三五号)

法律公布案上及び通知

十一月十八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。離島振興法の一部を改正する法律 公職選挙法の一部を改正する法律 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

報告書受領

十一月十八日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四条4の規定に基づき二十一年の国際連合教育科学文化機関第四十一回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

また、同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による令和三年度国の債権の現在額総報告を受領した。また、同日内閣から、物品管理法第三十八条第三項の規定による令和三年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職 岡田 直樹 経済産業大臣西村康稔帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う内閣大臣としての指定を解く 岡田 直樹

内閣府特命担当大臣西村康稔帰朝につき内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)事務代理を免する 内閣府内閣参事官(内閣情報調査室)内閣事務官 内藤 新一 総務省に向出させる 内閣参事官(内閣情報調査室)に併任する 併任の期間は令和四年十一月二十五日までとする(以上十一月十八日)

法務省

○定年退官 横浜区検察庁副検事海瀬昌理は、検察庁法第十二条の規定により十一月十七日限り定年退官 最高裁判所 簡易裁判所判事佐藤拓は十一月十五日限り定年退官

官庁報告

内庁事項

四国地方整備局公示 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。 令和4年11月22日 四国地方整備局長 荒瀬 美和

道路の種類 路線名 区 間 一般国道 192号 徳島市徳島町境内1番2から同市徳島本町1丁目12番2までの上下線

法務

公証人任免 東京法務局所属公証人橋本昌純は願により公証人を免ぜられた。 矢尾渉は公証人に任命され、東京法務局所属公証人橋本昌純の後任を命ぜられた。(以上十一月十四日)(法務省)

労働

最低賃金の改正決定に関する公示 茨城労働局最低賃金公示第2号 最低賃金法(昭和34年法律第37号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・電子デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年茨城労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。 令和4年11月22日 茨城労働局長 下角 圭司 第4号中「1時間932円」を「1時間961円」に改める。 附則 この決定は、令和4年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第3号 最低賃金法(昭和34年法律第37号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金(平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。 令和4年11月22日 茨城労働局長 下角 圭司 第4号中「1時間975円」を「1時間1,004円」に改める。 附則 この決定は、令和4年12月31日から効力を生ずる。



(大阪大学名誉教授)  
瑞宝小綬章を授ける(各通)  
小川 雄二  
堀川 智也

瑞宝小綬章を授ける(各通)  
岩田 貴良 草皆 浩  
小関 迪雄  
鈴木 實 瀬尾 達也 福田 重孝

瑞宝双光章を授ける(各通)  
神戶 美晴 佐藤 晋輔 佐藤 進  
芝 正和 高瀬 務

瑞宝単光章を授ける(各通)(以上十月二十二日)  
瑞宝小綬章を授ける  
薩日内勝良

伊藤由之助 海老原義男 木村 吉成  
佐藤 欽一 鮫田 芳徳 灰谷 千歳  
原田 信房 菅川 猛

瑞宝双光章を授ける(各通)  
瑞宝単光章を授ける(以上十月二十三日)  
瑞宝小綬章を授ける

瑞宝双光章を授ける(以上十月二十五日)  
瑞宝単光章を授ける  
伊藤 雅章

瑞宝双光章を授ける(十月二十六日)  
瑞宝単光章を授ける(十月二十七日)  
瑞宝単光章を授ける(各通)(十月二十八日)

瑞宝単光章を授ける(各通)(十月三十一日)  
瑞宝単光章を授ける(各通)(十一月一日)  
元本邦駐劄グアテマラ共和国特命全權大使

旭日大綬章を贈与する(十一月十八日)  
瑞宝単光章を授ける(十月二十七日)  
佐藤 益雄 清水 正英

瑞宝単光章を授ける(各通)(十月二十八日)  
天野和一郎 根岸 文男

瑞宝単光章を授ける(各通)(十月三十一日)  
瑞宝単光章を授ける(各通)(十一月一日)  
元本邦駐劄グアテマラ共和国特命全權大使

祝電  
天皇陛下は、アルバニアの国祭日にしきり十一月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を寄せられた。  
天皇陛下は、モリタニアの独立記念日にしきり十一月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を寄せられた。

皇室事項

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系鬼怒川において河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第5項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第39条の3第1項第2号の規定に基づき、公示する。  
令和4年11月29日

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 橋梁一式
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日

- (1) 保管した工作物の放置されていた場所 栃木県宇都宮市芦沼町地先
- (2) 当該工作物を除去した日 令和4年11月8日

- 3 当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
- (1) 当該工作物の保管を始めた日 令和4年11月8日
- (2) 保管の場所 ・ 栃木県宇都宮市白沢地先 国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 白沢又トックヤード内

- 4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所占有調整課に申し出る。
- 5 問い合わせ先 茨城県筑西市二本木1753番地 国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所 占有調整課 電話0296-25-2151

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第4号  
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県は、雇用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年茨城労働局最低賃金公示第4号)の一部を

次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和4年11月29日  
茨城労働局長 下角 圭司  
第4号中「1時間935円」を「1時間964円」に改める。

附 則

この決定は、令和4年12月31日から効力を生ずる。

群馬労働局最低賃金公示第2号  
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金(平成20年群馬労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和4年11月29日  
群馬労働局長 加藤 博人  
第4号中「1時間946円」を「1時間976円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第3号  
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年群馬労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和4年11月29日  
群馬労働局長 加藤 博人  
第4号中「1時間935円」を「1時間965円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第4号  
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器・一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービスマシン・娯楽用機械器具製造業最低賃金(平成20年群馬労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和4年11月29日  
群馬労働局長 加藤 博人  
第4号中「1時間935円」を「1時間965円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第5号  
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年群馬労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和4年11月29日  
群馬労働局長 加藤 博人  
第4号中「1時間935円」を「1時間965円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第3号  
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和4年11月29日  
新潟労働局長 吉野 彰一  
第4号中「1時間836円」を「1時間961円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第7号  
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービスマシン・娯楽用機械器具製造業最低賃金(平成20年岡山労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和4年11月29日  
岡山労働局長 成毛 節  
第4号中「1時間522円」を「1時間972円」に改める。

## 令和4年度 特定最低賃金改正状況

## 鉄鋼業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5項適用
愛知	A	996	1018	22			無
千葉	A	1023	1054	31			有
大阪	A	(996)	-	-	-	(必要なし)	-
神奈川	A	(874)	-	-	-	(必要なし)	-
東京	A	(871)	-	-	-	(必要なし)	-
兵庫	B	992	1024	32			有
広島	B	995	1024	29			無
静岡	B	954	979	25		非鉄金属を含む	有
<b>茨城</b>	<b>B</b>	<b>975</b>	<b>1004</b>	29			<b>有</b>
福岡	C	980	1010	30			有
北海道	C	979	1000	21			有
岡山	C	985	1010	25			有
山口	C	995	1024	29		非鉄金属を含む	有
和歌山	C	977	1008	31			有
群馬	C	946	976	30			有
宮城	C	953	983	30			有
大分	D	981	1010	29			有
島根	D	954	987	33			有
青森	D	929	958	29			無
岩手	D	878	908	30		金属製品を含む	無

## 令和4年度特定最低賃金改正状況

### はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
愛知	A	(968)	-	-	-	(必要性なし)	-
大阪	A	997	1028	31		金属製品、輸送機械を含む	有
千葉	A	(922)	-	-	-	(必要性なし)	-
神奈川	A	(857)	-	-	-	(申し出なし)	-
東京	A	(832)	-	-	-	(申し出なし)	-
静岡	B	970	995	25		輸送機械を含む	無
兵庫	B	960	993	33			有
滋賀	B	953	978	25			無
広島	B	958	984	26			無
栃木	B	939	970	31			有
長野	B	927	956	29		輸送機械を含む	有
富山	B	934	960	26		輸送機械を含む	有
<b>茨城</b>	<b>B</b>	<b>935</b>	<b>964</b>	<b>29</b>			<b>有</b>
岡山	C	952	972	20			有
香川	C	970	1000	30			有
石川	C	946	971	25		金属製品、電気機器を含む	有
徳島	C	945	977	32			有
奈良	C	(905)	-	-	-	(必要性なし)	-
群馬	C	935	965	30			有
福井	C	874	915	41			無
愛媛	D	957	963	6			有
長崎	D	(875)	-	-	-	輸送機械を含む (必要性なし)	-
島根	D	930	963	33			有
佐賀	D	896	929	33			有
山形	D	888	919	31			無



## 令和4年度 特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5項適用
神奈川	A	(890)	-	-	-	(申し出なし)	-
埼玉	A	981	1013	32			無
千葉	A	981	1013	32			有
大阪	A	(994)	-	-	-	(必要性なし)	-
愛知	A	(901)	-	-	-	(必要性なし)	-
東京	A	(829)	-	-	-	(申し出なし)	-
京都	B	957	986	29			無
静岡	B	939	964	25			有
滋賀	B	939	965	26		精密機械を含む	無
栃木	B	940	971	31			有
山梨	B	934	959	25			無
三重	B	927	952	25			無
兵庫	B	930	961	31			有
長野	B	916	945	29		精密機械を含む	有
<b>茨城</b>	<b>B</b>	<b>932</b>	<b>961</b>	<b>29</b>		精密機械を含む	<b>有</b>
広島	B	924	953	29			無
富山	B	879	910	31			有
福岡	C	947	977	30			有
新潟	C	936	965	29			有
群馬	C	935	965	30			有
奈良	C	(891)	-	-	-	(必要性なし)	-
岐阜	C	907	929	22			有
香川	C	913	942	29			有
徳島	C	911	942	31			有
北海道	C	924	955	31			有
山口	C	921	948	27			有
石川	C	896	923	27			有
岡山	C	904	932	28			有
福井	C	(857)	-	-	-	(必要性なし)	-
宮城	C	890	919	29			有
愛媛	D	921	947	26			有
山形	D	872	903	31			無
福島	D	856	880	24			有
佐賀	D	867	900	33			有
秋田	D	861	891	30			有
青森	D	859	888	29			無
長崎	D	(864)	-	-	-	(必要性なし)	-
鳥取	D	825	859	34			有
大分	D	864	896	32			有
熊本	D	863	896	33			有
岩手	D	847	877	30			無
島根	D	853	882	29			有
高知	D	(793)	-	-	-	(必要性なし)	-
鹿児島	D	(842)	-	-	-	(必要性なし)	-
宮崎	D	(831)	-	-	-	(必要性なし)	-

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5項適用
埼玉	A	990	1022	32			無
千葉	A	(887)	-	-	-	(必要性なし)	-
愛知	A	(875)	-	-	-	(必要性なし)	-
兵庫	B	931	963	32			有
栃木	B	940	971	31			有
福島	D	(889)	-	-	-	(必要性なし)	-
岩手	D	856	886	30			無

## 令和4年度特定最低賃金改正状況

### 各種商品小売業 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	(849)	—	—	—	(申し出なし)	—
千葉	A	(848)	—	—	—	(申し出なし)	—
愛知	A	(847)	—	—	—	(申し出なし)	—
京都	B	(938)	—	—	—	(必要性なし)	—
静岡	B	(886)	—	—	—	(申し出なし)	—
広島	B	(903)	—	—	—	(必要性なし)	—
栃木	B	(874)	—	—	—	(申し出なし)	—
<b>茨城</b>	<b>B</b>	<b>(881)</b>	—	—	—	<b>(申し出なし)</b>	—
滋賀	B	(840)	—	—	—	(必要性なし)	—
長野	B	879	910	31			有
兵庫	B	(797)	—	—	—	(申し出なし)	—
岡山	C	893	910	17			有
新潟	C	(842)	—	—	—	(必要性なし)	—
青森	D	852	882	30			無
岩手	D	(767)	—	—	—	(申し出なし)	—
愛媛	D	822	854	32			有
沖縄	D	(770)	—	—	—	(必要性なし)	—
鳥取	D	(718)	—	—	—	(必要性なし)	—
大分	D	(716)	—	—	—	(必要性なし)	—
宮崎	D	(705)	—	—	—	(必要性なし)	—

### 百貨店、総合スーパー 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
千葉	A	—	—	—	—	新設	—
愛知	A	—	—	—	—	新設	—
富山	B	890	915	25			有
福岡	C	(897)	—	—	—	(必要性なし)	—
石川	C	890	915	25			有
福井	C	(840)	—	—	—	(必要性なし)	—
和歌山	C	(869)	—	—	—	(必要性なし)	—
山口	C	875	907	32			有
岩手	D	(800)	—	—	—	(必要性なし)	—
島根	D	(750)	—	—	—	(申し出なし)	—
熊本	D	(796)	855	59			有
鹿児島	D	(693)	—	—	—	(申し出なし)	—

## 最低賃金履行確保重点監督指導結果の推移

(実施→年)

茨城	平成29年			平成30年			31年			令和2年			令和3年			令和4年		
	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率
01 製造業	118	20	16.9%	117	14	12.0%	156	16	10.3%	87	13	14.9%	21	5	23.8%	119	11	9.2%
01 食料品製造業	59	14	23.7%	29	4	13.8%	38	7	18.4%	34	2	5.9%	11	4	36.4%	33	5	15.2%
02 繊維工業				1			7			6			1	1	100.0%	4	1	25.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	11			20			1			1	1	100.0%	3			4	2	50.0%
04 木材・木製品製造業				1	1	100.0%	36	1	2.8%				1					
05 家具・装備品製造業							4			1			1			14	1	7.1%
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	1			1	1	100.0%	3											
07 印刷・製本業				5	1	20.0%	7	1	14.3%	1			3					
08 化学工業	1			9	1	11.1%	9			3	1	33.3%				25		
09 窯業土石製品製造業	1	1	100.0%				1									1	1	100.0%
10 鉄鋼業																2		
11 非鉄金属製造業				1			5	1	20.0%									
12 金属製品製造業	22	2	9.1%	7			11			6	1	16.7%				7	1	14.3%
13 一般機械器具製造業	3			13	2	15.4%	5			9	3	33.3%				6		
14 電気機械器具製造業	10	1	10.0%	11	1	9.1%	16	3	18.8%	19	4	21.1%				9		
15 輸送機械等製造業	3	1	33.3%	7	1	14.3%	4	1	25.0%	1			1			2		
16 電気・ガス・水道業																		
17 その他の製造業	7	1	14.3%	12	2	16.7%	9	2	22.2%	6	1	16.7%				8		
01 自動車整備業	1	1	100.0%	4			3			2	1	50.0%				4		
02 機械修理業				2														
03 クリーニング業	2			1			2	2	100.0%	2						2		
04 たばこ製造業																		
09 その他	4			5	2	40.0%	4			2						2		
02 鉱業				1														
03 建設業	1			3	1	33.3%	5	1	20.0%	1						4		
04 運輸交通業	1			1												1		
01 鉄道・軌道・水運業																		
02 道路旅客業																		
01 ハイヤー・タクシー業																		
02 バス業																		
09 その他の道路旅客運送業																		
03 道路貨物運送業	1			1														
04 その他の運輸交通業																1		
05 貨物取扱業																		
1号～5号 中計	120	20	16.7%	122	15	12.3%	161	17	10.6%	88	13	14.8%	21	5	23.8%	124	11	8.9%
06 農林業	1			3			1			5	1	20.0%	3			6		
07 畜産・水産業	1	1	100.0%	1			1			2	1	50.0%	1			1		
08 商業	81	12	14.8%	80	11	13.8%	64	11	17.2%	71	8	11.3%	20	2	10.0%	42	3	7.1%
01 卸売業	12	1	8.3%	20	4	20.0%	12	2	16.7%	5	2	40.0%	2			5	1	20.0%
02 小売業	59	11	18.6%	51	6	11.8%	50	9	18.0%	51	6	11.8%	15	1	6.7%	22	2	9.1%
03 理美容業	9			5			1			12			2			13		
04 その他の商業	1			4	1	25.0%	1			3			1	1	100.0%	2		
09 金融広告業										3	3	100.0%						
10 映画・演劇業																		
11 通信業	1																	
12 教育研究	1			18			1	1	100.0%							5	1	20.0%
13 保健衛生業				3			9			11	2	18.2%				11	2	18.2%
01 医療保健業				2			3			1						2		
02 社会福祉施設				1			6			8	2	25.0%				9	2	22.2%
03 その他の保健衛生業										2								
14 接客娯楽業	87	14	16.1%	45	10	22.2%	32	9	28.1%	59	9	15.3%	3	1	33.3%	52	3	5.8%
01 旅館業	34	6	17.6%	16	2	12.5%	15	3	20.0%	23	4	17.4%	2			13		
02 飲食店	38	6	15.8%	27	8	29.6%	17	6	35.3%	34	4	11.8%	1	1	100.0%	32	3	9.4%
03 その他の接客娯楽業	15	2	13.3%	2						2	1	50.0%				7		
15 清掃・と畜業	2			2			5			11						3		
16 官公署																		
17 その他の事業	3			9	1	11.1%	6	1	16.7%	2						9	1	11.1%
01 派遣業	1															3		
02 その他の事業	2			9	1	11.1%	6	1	16.7%	2						6	1	16.7%
6号～17号 中計	177	27	15.3%	161	22	13.7%	119	22	18.5%	164	24	14.6%	27	3	11.1%	129	10	7.8%
合計	297	47	15.8%	283	37	13.1%	280	39	13.9%	252	37	14.7%	48	8	16.7%	253	21	8.3%



2023年2月17日

茨城労働局長  
下角 圭司 殿

茨城県労働組合総連合  
議長 白石 勝巳



## 労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ 労働行政の拡充のための人員増、を求める要請書

日頃より、茨城県内における労働者の賃金・労働条件の改善等にご尽力されている貴労働局に対し、敬意を表します。また、私たち茨城県労働組合総連合（略称：茨城労連）の活動や取り組みにご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、長引くコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻、円安等によって引き起こされた物価高の中で、県民の生活は困難を極めています。特に、全労働者の4割を占める非正規雇用労働者は、最低賃金近傍の低賃金で突然解雇されるといった状態に追い込まれています。非正労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。

昨年は中央審議会の目安が31円となり、茨城県の最低賃金は2022年10月から32円引き上げの911円になりました。私たち茨城労連は、最低賃金を全国一律1500円に引き上げて「8時間働けば人間らしい普通の生活ができる」社会と健全なジェンダー平等社会の実現を要求しています。

つきましては、以下の事項を要請するとともに、文書で回答していただくことを要請いたします。

### 記

1. 憲法14条1項の精神に立ち、「すべての働く人々を対象に、性別や雇用形態による差別」を禁止するよう本省に要請すること。
  - (1) コロナ禍にあっても、「同一労働・同一賃金」や均等待遇を実現するために、正社員と非正規社員の基本給、昇給、賞与、役職手当、福利厚生施設の使用等の格差をなくすように、県内の企業を指導すること。
  - (2) 「労働契約法」における無期雇用契約への転換制度を広く労働者に知らせ、労働者からの申し入れに応じない事業主に対しては厳重に指導をすること。
  - (3) 「パワハラ防止法」を周知徹底し、パワハラ相談窓口の創設やパワハラ防止を就業規則に記載させるなどパワハラ根絶のために企業の取り組みを強化させること。  
また、時間制限のない、同席者を認めない等の「指導」はパワハラであることを周知すること。
2. 最低賃金の引き上げについて
  - (1) 「最低賃金法」を改正し、8時間働けば生計費を確保できる金額水準（時給1500円）を本省に要請すること。当面、茨城県内で働く労働者の最低賃金を、時給1000円以上とし1500円をめざすよう県内の行政機関や民間企業を指導すること。
  - (2) 全国一律最低賃金制度を設けるよう本省に要請すること。
  - (3) 最低賃金の引き上げが広範な事業所で円滑に実施できるよう、中小企業・小規模事業者に対する助成措置の拡充、中小企業振興策、官公需優先の発注を本省に要請すること。
  - (4) 2022年8月及至10月の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、最低賃金法第12条に基づき、直ちに茨城地方最低賃金審議会に地域別最賃の再改定を諮問すること。

- (5) 最低賃金を知らせるポスターをコンビニエンスストアやファストフード店などに貼り出し、より多くの人に周知できるようにすること。また、ポスターの張り出し期間は半年以上とするよう要請すること。
  - (6) 茨城地方最低賃金審議会本審すべての傍聴と専門部会の傍聴を認め、議事録も公開すること。
3. コロナ対策として、労働局が現在取り組んでいる小規模事業者や労働者に対する支援事業を明らかにすること。
4. 労働者の労働条件確保、雇用の安定、健康と安全にかかわる労働基準監督や職業紹介等を担当する貴労働局内の正規職員を増員し、労働行政の充実を図るよう本省に要請すること。

以上。

# 令和4年度における地方最低賃金審議会の公開状況

	本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
北海道	○	議事録	○	△	議事要旨	○
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岩手	○	議事録	○	×	議事要旨	○
宮城	○	議事録	○	×	議事要旨	○
秋田	○	議事録	○	△	議事要旨	○
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
福島	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
茨城	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
栃木	△	議事録	○	×	議事要旨	○
群馬	○	議事録	○	×	議事録	○
埼玉	○	議事録	○	△	議事録	○
千葉	○	議事録	○	×	議事録	○
東京	○	議事録	○	×	議事要旨	○
神奈川	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
新潟	△	議事録	○	×	議事録	○
富山	○	議事録	○	×	議事要旨	○
石川	○	議事録	○	×	議事要旨	○
福井	△	議事録	○	△	議事要旨	○
山梨	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
長野	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岐阜	○	議事録	○	×	議事要旨	○
静岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
愛知	○	議事録	○	×	議事要旨	○

	本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
三重	○	議事録	○	×	議事録	○
滋賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○
京都	△	議事録	○	×	議事要旨	○
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨	○
兵庫	△	議事録	○	△	議事録	○
奈良	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
和歌山	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
鳥取	○	議事録	○	○	議事録	○
島根	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
広島	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
山口	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
徳島	○	議事録	○	×	議事要旨	○
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
愛媛	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
佐賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○
長崎	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
熊本	○	議事録	○	×	議事要旨	○
大分	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
宮崎	△	議事録	○	×	議事要旨	○
鹿児島	○	議事録	○	×	議事録	○
沖縄	○	議事録	○	△	議事要旨	○
	○24	議事録33	○47	○1	議事録8	○47
	△23	議事録(一部)14	△0	△18	議事録(一部)12	△0
	×0	議事要旨0	×0	×28	議事要旨27	×0

# 業務改善助成金の拡充について

中央最低賃金審議会答申(令和4年8月2日)を踏まえ、9月1日より以下の事業者を対象とした支援を拡充した。

- ・原材料費等の高騰の影響を受けている事業者
- ・最低賃金が相対的に低い地域の事業者

## 業務改善助成金の概要

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。

### 助成対象の例

- 設備投資** ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮  
▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- コンサルティング** ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- その他** ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮



### 【対象事業場】

- 以下の2つの要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
  - ・事業場規模100人以下

## 主な拡充内容

①これまで特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、**原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充**（赤字が今回の拡充内容）。

### 通常コース

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者・**原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者**に限り、自動車、PC等を対象として認める。  
・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等  
・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入

### 特例コース

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者・**原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が5%ポイント以上低下した事業者**を対象に、生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める。

②助成率について、**最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対しては引上げ**（赤字が今回の拡充内容）。

### 通常コース

870円未満	870円以上 920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

### 特例コース

920円未満	920円以上
4/5	3/4



# 業務改善助成金

令和4年度第二次補正予算額 100億円（令和4年度予算額137.6億円、令和5年度予算案10億円）

## 1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



### 【対象事業場】

・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

### 【助成率】（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

870円未満	870円以上920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

### 【拡充内容】

- ①[助成上限額]：特に最賃引上げが困難と考えられる「事業場規模30人未満の事業者」に対して、助成上限額を引上げ
- ②[助成対象経費]：特例事業者の助成対象経費を拡充
- ③事業場規模を100人以下とする要件を廃止

### ①【助成上限額】（事業場規模30人未満の事業者が対象）（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30→60	45→80	60→110	90→170
2～3人	50→90	70→110	90→160	150→240
4～6人	70→100	100→140	150→190	270→290
7人以上	100→120	150→160	230	450
10人以上(※)	120→130	180	300	600

(※) 事業場内最低賃金が920円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

### ②【特例事業者の助成対象経費の拡充】

	特例対象事業場	対象経費
拡充	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業場	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器 + 「関連する経費」
	又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業場	

## 3 助成対象の例

- 設備投資 ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

コンサル  
ティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

P.352

## 4 事業実績

- ◆ 交付決定件数：3,859件
- ◆ 執行額：28.9億円

※ 令和3年度実績

# 日本政策金融公庫による融資

## 【企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）】

- 賃金の底上げを含めた賃上げしやすい環境整備と生産性向上を促進するため、日本政策金融公庫による企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）を引き続き措置し、**事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行う。**
- 助成金との併用（自己負担分のための融資）にも活用可能

貸付対象	事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者
資金使途	設備資金及び(長期)運転資金
貸付利率	<p>特別利率①</p> <p>※ 特別利率①は基準利率から年利が0.4%引下げとなる。</p> <p>※ 基準利率は中小企業事業1.20%、国民生活事業2.15～3.15%（令和5年1月4日現在。中小企業事業は貸付期間5年の標準的な利率。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用。国民生活事業は担保を不要とする融資を希望する場合。)</p>
貸付限度額	<p>中小企業事業：7億2000万円※<sup>1</sup>（うち長期運転資金2億5000万円※<sup>2</sup>）</p> <p>※<sup>1</sup> 特別利率①の限度額：2億7000万円</p> <p>※<sup>2</sup> 令和5年度からは長期運転資金についての貸付限度額2億5千万円を撤廃。</p> <p>国民生活事業：7200万円（うち運転資金4800万円）※<sup>3</sup></p> <p>※<sup>3</sup> 国民生活事業は令和4年3月31日で終了。</p>
貸付期間	<p>設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>（長期）運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）</p>

※ 日本政策金融公庫による融資である【生活衛生貸付】においても、事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者について特別利率の適用対象とされている。